

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

平成29年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
29. 5. 29	①平成29年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用職員含む。) ②平成29年6月2日以降平成29年6月15日までに採用される職員 ③平成29年6月16日以降平成29年6月30日までに採用される職員 ④平成29年7月1日以降平成29年7月31日までに採用される職員 ⑤平成29年8月1日以降平成29年8月31日までに採用される職員 ⑥平成29年9月1日以降平成29年9月15日までに採用される職員 ⑦平成29年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務)	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、平成29年6月1日から平成29年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
30. 3. 22	教育委員会事務局科学館に勤務する職員	夜間投影、市民観望会等の事業の実施により、夜間における業務が恒常的に存在し、超過勤務により対応している。当該事業の実施時間があらかじめ夜間に設定されていることから、当該事業に対応できるよう勤務時間の割振り等を変更するもの。
	教育委員会事務局上汐田教育集会所に勤務する職員(所長を除く。)	生涯学習センターの全館指定管理者制度導入に伴い、これまで区役所の所管であった緑生涯学習センター分館の上汐田教育集会所について、教育委員会所管の公所として位置付けることに伴い、勤務時間の割振り等を変更するもの。
	教育委員会事務局学校教育部指導室に勤務する一般任期付職員	当該職員は、市立中央高等学校に在籍する生徒に対して多面的に援助活動等を行うことを職務とする他に、委員会への出席や教育委員会事務局内の研修等の職務に当たる。前者の職務は、生徒の学校生活時間と連動しており、また教職員との連携も必須であることから、職務の円滑な執行のため、当該校教職員の勤務時間と同様の割振りを行い、後者の職務は、教育委員会事務局の職員と同様の勤務時間の割振りを行うことが必要であるため、勤務時間の割振り等を変更するもの。

	健康福祉局食肉衛生検査所に勤務する職員	と畜が開始する午前8時までに瀕死の獣畜に係る緊急と殺への対応や荷受業者との検査対象獣畜に係る情報提供を実施することに伴い、勤務時間の割振り等を変更するもの。
	子ども青少年局児童福祉センターに勤務する職員のうち、保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	東部児童相談所の新設に伴い、既存の同等組織に勤務する職員の勤務時間の割振り等を変更するもの。
	子ども青少年局東部児童相談所に勤務する職員のうち、児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童虐待に関する業務に従事する者及び保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	東部児童相談所の新設に伴い、勤務時間の割振り等を変更するもの。
30. 3. 27	消防局救急部救急課救急指導係に所属する職員（所属長が指定する者に限る。）	現在、消防部特別消防隊第二方面隊に配置されている救急隊を、平成30年度より、救急部救急課救急指導係所属の本部直轄救急隊とすることに伴い、同係所属の職員のうち、本部救急隊員として指定された職員を二部制交替勤務に従事させる必要があるため、当該職員の勤務時間の割振り等を変更するもの。

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第8条の2第1項)

承認年月日	対 象	内 容
30. 3. 22	環境都市推進監	2種
	長寿社会企画監	2種
	医監	2種
	子ども未来企画監	2種
	まちづくり調整監	2種
	公園緑地・農政監	2種
	医務体制企画官	4種
	区役所保健福祉センター所長	4種
	区役所保健管理課長	6種
	区役所健康安全課長（医事職の職にある者に限る。）	6種
	東部児童相談所長	6種
	東部児童相談所主幹	8種

イ 宿日直手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第18条、宿日直手当規則第3条第1項)

承認年月日	対 象	内 容
30. 3. 27	通常の日直勤務又は宿直勤務	勤務1回につき6,200円とする。

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師の職に従事	17
国民体育大会等に選手等として参加	20
その他	1

(4) 職員の任用に関する規則関係

職の設置承認(根拠規定 職員の任用に関する規則第 4 条第 3 項)

承認年月日	内 容
30. 3. 22	運輸職の課長段階に属する住宅都市局付主幹の設置承認
30. 3. 22	衛生職の課長段階に属する昭和区付主幹の設置承認
30. 3. 22	看護保健職の課長段階に属する南区付主幹の設置承認
30. 3. 22	衛生職の係長段階に属する千種区付主査の廃止承認
30. 3. 22	看護保健職の係長段階に属する昭和区付主査の廃止承認
30. 3. 22	衛生職の係長段階に属する港区付主査の廃止承認
30. 3. 22	衛生職の係長段階に属する天白区付主査の廃止承認